

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和5年6月12日	
神戸市長宛	
提出者 〒573-8558 住所 大阪府枚方市北中振四丁目10番3号 氏名 タイコー株式会社 代表取締役 有山 泰功 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 (072) 833 - 3641	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	タイコー株式会社 兵庫工場
事業場の所在地	神戸市兵庫区遠矢浜町2番48号
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	2122 生コンクリート製造業
②事業の規模	生コンクリート生産量 47,573m <sup>3</sup> (令和4年度実績)
③従業員数	7人 (令和5年6月現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1300コンクリートくず	0200汚泥
	排 出 量	6469 t	512 t
	(これまでに実施した取組)  納入先との連絡を密に行い、戻りコンクリートの削減に努めた。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1300コンクリートくず	0200汚泥
	排 出 量	6200 t	500 t
	(今後実施する予定の取組)  ・引き続き、納入先に戻りコンクリートの発生を減量出来るように、 お願いする。 ・アジテータ車の洗車回数を減らし、産業廃棄物発生の減量に努める。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  発生したものを分別して保管する。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  発生したものを分別して保管する。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1300コンクリートくず	0200汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1300コンクリートくず	0200汚泥
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1300コンクリートくず	0200汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1300コンクリートくず	0200汚泥
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1300コンクリートくず	0200汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1300コンクリートくず	0200汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1300コンクリートくず	0200汚泥
	全処理委託量	6469 t	512 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	6469 t	512 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

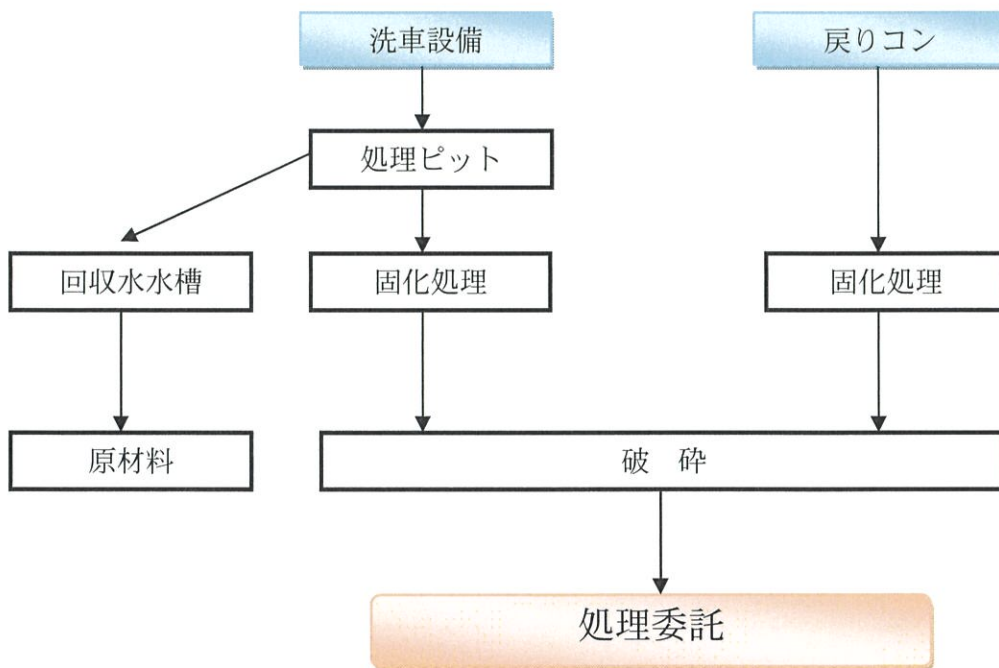
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1300コンクリートくず	0200汚泥
	全処理委託量	6200 t	500 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	6200 t	500 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			



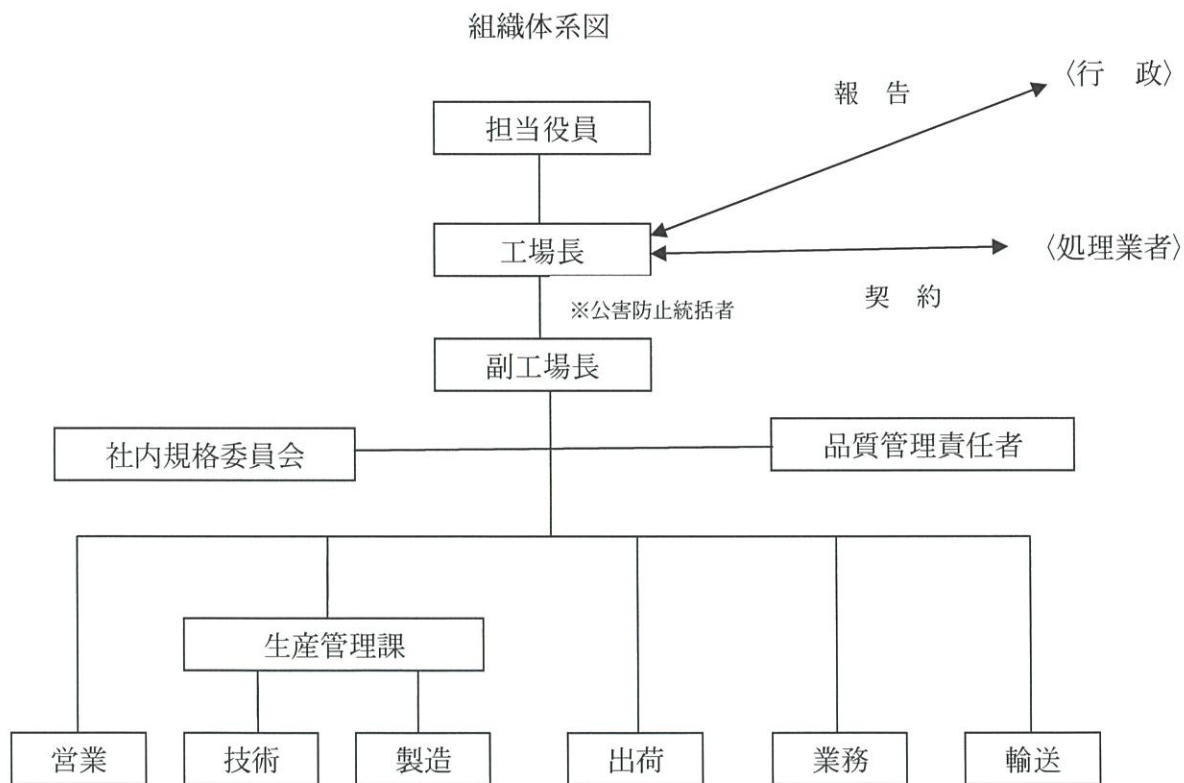
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

当該事業場において現に行っている事業に関する事項  
産業廃棄物の一連の処理の工程



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



(1) 公害防止責任者

- ・ 統括責任者                      工場長
- ・ 廃棄物担当者                    産業廃棄物中間処理施設管理者

(2) 管理方法（廃棄物担当者の役割）

- ・ 関係法令の把握と遵守
- ・ 施設の技術上の基準（構造基準）の確認
- ・ 施設の使用条件の把握
- ・ 施設の維持管理の技術上の基準（維持管理基準）の整備
- ・ 廃棄物搬出計画及び保管管理
- ・ 施設の運転及び運転時の処理依頼
- ・ 廃棄物搬出時に発行するマニフェストの保管管理
- ・ 従事者の監理・監督